

2025年度（令和7年度）

福 山 市 全 域

ポリ塩化ビフェニル廃棄物（特別管理産業廃棄物）運搬委託
実施設計書

委
託
概
要

運搬業務

一式

ポリ塩化ビフェニル廃棄物（特別管理
産業廃棄物）運搬委託

特記仕様書

2025年（令和7年）4月

福山市都市計画課

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、福山市（以下「発注者」という。）の発注するポリ塩化ビフェニル廃棄物（特別管理産業廃棄物）運搬委託（以下「本業務」という。）に適用する。

(履行期限)

第2条 受注者は、本業務を2026年（令和8年）3月31日までに完了しなければならない。

(業務目的)

第3条 本業務は、ペール缶に封入したポリ塩化ビフェニル廃棄物（特別管理産業廃棄物）（以下「PCB廃棄物」という。）を保管場所から運搬車両まで移動及び積み込みを行うこと。また、処理施設までの運搬及び運搬車両からの荷下ろしを行うことを目的とする。

(疑義)

第4条 受注者は、本仕様書に定めのない事項及び変更が生じたときは、発注者と協議を行い、発注者の指示に従うものとする。

なお、協議に必要となる資料は受注者が作成するものとする。

(保管場所及び処理施設)

第5条 保管場所は、広島県福山市東桜町3番5号（別紙位置図参照）福山市役所庁舎内の倉庫とする。

2 処理施設は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道PCB処理事業所（以下「JESCO」という。）（北海道室蘭市仲町14番地7）とする。

(PCB廃棄物)

第6条 運搬するPCB廃棄物は次のとおりとする。

No	品名	総重量(kg)	容器		数量
1	水銀灯用安定器 3基	24.81	ペール缶	270	1缶
2	水銀灯用安定器 3基	25.25	ペール缶	270	1缶
3	水銀灯用安定器 3基	24.78	ペール缶	270	1缶

(計画準備)

第7条 受注者は、搬出方法、運搬方法・経路等の計画を運搬計画書として取りまとめ、発注者の承認を得るものとする。

(処理施設への運搬)

第8条 処理施設への運搬にあたっては、次の許可を受けたことを証する書面を発注者に提出し、承諾を得ること。運搬は、契約期間内の発注者が指示する期間内で、土日祝日を除く日に行うものとする。

なお、別途、JESCOと処分の契約を締結する予定である。

- (1) J E S C Oから収集運搬事業者の入門許可を受けたもの
- (2) P C B廃棄物に係る特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたもの
(産業廃棄物管理票 (マニフェスト))

第9条 産業廃棄物管理票 (マニフェスト) は受注者において用意し、契約期間までに発注者に提出すること。

(関係法令、条例等の遵守)

第10条 受注者は、本業務の実施に当たっては、次に掲げる関係法令、条例等を遵守しなければならない。

- (1) 廃棄物処理法の概要【産業廃棄物編】(令和2年11月) 広島県
- (2) P C B廃棄物収集・運搬ガイドライン (平成23年8月改訂) 環境省

業務委託費内訳表

名称・規格	数量	単位	単価(円)	金額(円)	摘要
1. 運搬費 運搬費	1	式			
小計					
消費税相当額	10	%			
合計					